学会誌編集規程

制　　定：2017 年 10 月 15 日
最近改正：2022 年 11 月 20 日

第 1 条　一般社団法人日本心理臨床学会（以下「本会」という。）の定款第 4 条に基づき、この規程を定める。

第 2 条　本会の学会誌名は、『心理臨床学研究』（欧文名：Journal of Japanese Clinical Psychology）、英語論文を掲載した学会誌名は“Online Journal of Japanese Clinical Psychology”とする。

第 3 条　『心理臨床学研究』は、当分の間、年 1 巻として 6 号に分けて、“Online Journal of Japanese Clinical Psychology”は、年 1 巻を発行する。

第 4 条　『心理臨床学研究』は、本会会員と、学会誌団体定期購読に関する規程に則って承認された団体に限定して頒布し、“Online Journal of Japanese Clinical Psychology”は、本会ホームページに掲載する。

第 5 条　学会誌には、本会の目的を達成するための心理臨床学にかかわる学術研究論文等を掲載する。

2　投稿論文の種別は、内容により以下のものに分けられる。

『心理臨床学研究』: 原著論文（Original Article）を含む研究論文（Research Article）、資料論文（Brief Article）、展望論文（Review Article）である。

“Online Journal of Japanese Clinical Psychology”: Research Article（Original Article を含む）、Brief Article、Review Article である。

3　『心理臨床学研究』には前項の投稿論文以外に、巻頭言、特集、書評及び職能・資格問題等に関する情報、学会通信等を掲載する。

4　前項の巻頭言、特集、書評の執筆者は、原則として学会誌編集委員会（以下「委員会」という）が選定する。

第 6 条　学会誌への投稿資格は、連名者も含め、本会の会員であり、年度会費を納入しているものとする。ただし、委員会からの依頼論文についてはこの限りではない。

第 7 条　投稿論文の原稿は、別に定める「執筆要項」に準拠しなければならない。

第 8 条　本誌に掲載された論文を無断で複製及び転載することを禁ずる。

第 9 条　投稿論文は編集委員会が審査し、掲載の可否を決定する。審査に際して委員会は、委員以外の本会会員にも査読を委嘱することができる。査読協力者の氏名は、各巻最終号に掲載する。

第 10 条　学会誌の編集事務は、当分の間（株）誠信書房内『心理臨床学研究』編集係　に置く。

第 11 条　本規程の改廃は、理事会の審議を経て理事長が行う。

附　則

1　この規程は、2017 年 10 月 15 日より発効する。

附　則

1　この規程は、2022 年 11 月 20 日より発効する。